

学校図書館法の一部を改正する法律についてのアピール

2014年6月20日に「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が成立し、学校司書が法律に位置付けられました。

私たちは、2013年6月に子どもの未来を考える議員連盟総会で提示された「改正法」・骨子案に対して、「必置義務を明記すること」「学校司書の一校一名以上の配置を盛り込むこと」「司書資格を必要とすること」「学校図書館の専門的職務を『掌る』学校司書であること」「フルタイムで継続して働けること」の5点の要望を今年の島根大会でまとめました。関係団体や議員にそれらの実現を訴えてきましたが、上記の要望は本則に盛り込まれませんでした。

しかし、附則には、学校司書に専門性が重要だということが書かれ、さらに、資格や養成のあり方を検討することも加えられました。また、法的拘束力はありませんが、両院で附帯決議が採択され、現在の配置水準の維持、継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備などについて触れられました。これらは、私たちを含めた様々な団体が粘り強く意見を伝えた成果です。不十分な形での学校司書配置がさらに広がったり、正規で配置されている自治体で水準が引き下げられたり、配置されないままの自治体があったり、ということが大いに懸念されるなかで、附則や附帯決議の趣旨を活かす施策を求めていく必要があります。

専門性を持った学校司書がいれば、子どもたちの知る自由や読む自由を大切にします。知的好奇心を喚起するさまざまなはたらきかけや徹底した資料提供を行います。教員の教材研究や授業づくりを資料や情報活用の面から支援します。そして、子どもたちの学びや育ちを豊かなものにします。

私たちは、この「改正法」を実効あるものにするために、以下のような取り組みが必要だと考えます。

1. 学校司書が主体的に学校図書館経営および運営を担えるような資格・養成のあり方や研修について、十分に論議を尽くしてください。その際、学校図書館現場の意見をぜひ反映してください。
2. 学校司書がすべての学校に1校1名以上配置され、フルタイムで継続して働けるような環境の整備をしてください。

私たち学校図書館問題研究会は、現場での実践を積み重ね、理論化し、学校図書館には専任・専門・正規の学校司書が必要であることを広く訴えていきます。

2014年8月5日

学校図書館問題研究会